

金融 ADR における高齢者の紛争処理



名城大学法学部教授 前田 智彦

～要旨～

本稿では、金融 ADR（指定紛争解決機関制度）について、高齢者の金融商品取引をめぐる紛争との関係で制度が果たす役割を検討する。迅速・安価に法令・判例を踏まえた解決を提供するという金融 ADR の役割は、高齢者を当事者とする紛争で特に重要である。リスク性資産の高齢者への偏在と、金融商品取引上の業者の適合性原則違反・説明義務違反の判断要素である判断能力・理解能力に対する不安という構造的要因から、FINMAC・全銀協の紛争解決手続の利用者の多くを現に高齢者が占める。紛争解決手続では、①投資初心者ゆえのリスクへの理解不足、②投資経験が長くとも金融商品の発達・複雑化に理解が追い付かない事態、③高齢化に伴う判断能力・理解能力の低下といった形で顧客の高齢化に伴う現象が現れている。近年では業者側の手続的対応の整備のためか、業者側の説明不足が認められにくくなっているが、金融 ADR の特質を踏まえた、顧客側を納得させる手続・解決が望まれる。

1 はじめに

(1) 本稿の検討対象

本稿は、いわゆる金融 ADR、すなわち 2009 年の法改正（平成 21 年法律 58 号）で創設された指定紛争解決機関制度について、高齢者の金融商品取引をめぐる紛争との関係で制度が果たす機能と、その紛争解決手続に現れる高齢者顧客を当事者とする紛争の特徴を検討する。

指定紛争解決機関は、業務分野別に業界団体等が整備して、内閣総理大臣の指定を受けることが予定されている。現在までに 8 つを数え、多岐にわたる金融取引をカバーするが、本稿では金融商品取引業者の案件を扱う証券・金融商

品あっせん相談センター（以下、「FINMAC」と略称する）、銀行の案件を扱う全国銀行協会相談室・あっせん委員会（以下、単に「全銀協」と略称する）を対象を限って論じたい。これは、高齢社会の資産運用・管理、高齢投資家の保護という本号の問題意識に照らして、典型的なリスク性資産である金融商品をめぐる紛争に焦点を合わせるためである。

(2) 指定紛争解決機関制度

指定紛争解決機関の制度や実務の詳細については、多数刊行されている解説書等に譲るが¹⁾、本稿の検討に必要な限りでその制度枠組みを確

認しておきたい。

指定紛争解決機関は、顧客からの苦情を業者に取り次ぎ、業者の対応を促す苦情処理手続と、顧客＝業者間の紛争について和解の仲介を行う紛争解決手続を提供するものとされている（金融商品取引法156条の38、156条の44）。指定紛争解決機関のある業務分野については、（母体となる業界団体への加盟の有無を問わず）業者は指定紛争解決機関との間に手続実施基本契約を締結する義務を課される（同37条の7、156条の31の2）。

民間型ADRの中では、指定紛争解決機関の業務規程と手続実施基本契約に基づき、業者に片面的な手続への応諾・協力義務が課せられている点（同156条の44 2項2・3号）、紛争解決手続において紛争解決委員が和解案を勧告する権限があることが明示され（同条2項4号）、和解不成立の場合に紛争解決委員が相当と認めるときは特別調停案を提示する権限があり（同条2項5号）、この特別調停案を顧客側が受諾した場合には、業者側は受諾するか民事訴訟で争うかの選択を強いられること（同条6項）などに特徴がある。

（3）金融商品取引分野の指定紛争解決機関としてのFINMAC・全銀協

本稿で論じるFINMAC・全銀協には、いずれも金融商品取引法関連の紛争を扱う金融ADRであるという共通点がある。FINMACは、各種証券業者団体が母体として設立された団体であり、金融商品取引法上の指定紛争解決機関として同法関連の紛争を主として扱っている。全銀協は、銀行法上の指定紛争解決機関（銀行法52条の62以下）であるが、紛争解決手続²⁾の利用に至る紛争においては、証券窓販関係の証券法上の紛争の比重が高い。直近の2018年度で、

紛争解決手続の申立件数を業務分類別にみた場合、42.7%が証券業務（窓販）関連であり、2位の保険業務（窓販）の23.5%と合わせて申立全体の約3分の2を占めている。

（4）金融商品取引法における損失補填禁止と指定紛争解決機関

金融商品取引法においては、指定紛争解決機関をはじめとするADR手続に特殊な位置づけが与えられている。

金融商品取引法が適用される金融商品（有価証券、先物、デリバティブなど）を巡る取引については、同法39条1・2項が損失補填やその申込・提供・約束を原則禁止している。（ただし、平成26年改正では、マネー・リザーブ・ファンドについて例外を設けて、事実上の元本保証商品とすることを認めた。）

損失補填が適法となるためには、金融商品取引法39条3・5項にいう「事故（金融商品取引業者等又はその役員もしくは使用人の違法又は不当な行為であって当該金融商品取引業者等とその顧客の間において争いの原因となるものとして内閣府令で定めるものをいう）」に起因する損失の補填として財務局長による事前の確認（事故確認）を受けるなど所定の手続を踏む必要がある。

損失補填禁止の適用除外を認められるための手続としては、財務局長による事故確認（金融商品取引法39条7項、同194条の7）の他、確定判決（金融商品取引業等に関する内閣府令119条1号）、裁判所において成立した訴訟上の和解・民事調停（同2・3号）、4号以下の各号に列挙されたADR手続のいずれかで当事者間に和解が成立した場合（弁護士会ADRの場合は仲裁判断が下された場合も）が認められている。ADR手続として同法が列挙するのは、金融商

品取引業協会・認定投資者保護団体のあっせん、指定紛争解決機関の紛争解決手続（同4号）、弁護士会ADR（同5号）、消費者基本法上の公共団体によるあっせん（同6号）、ADR基本法による認証紛争解決手続（同7号）である。

損失補填の原則禁止の下では、顧客が金融商品取引による損失を主張している案件の相対交渉による解決は、業者側が事故の存在や損失額を争う場合は困難であり³⁾、顧客の選択肢は民事訴訟と各種ADRに事実上限られる。これら選択肢の中でも、指定紛争解決機関における紛争解決手続は顧客側の費用負担が比較的軽いために、金融商品を巡る紛争処理過程での重要な手続となっている。

2 FINMAC・全銀協に見る金融ADRの利用状況

(1) FINMAC・全銀協の利用状況—民事訴訟に匹敵する利用

上述(1(4))の証券法における紛争解決手続の位置づけを反映して、FINMAC、全銀協については、他の民間ADRと比較して利用が盛んである。制度発足当初の2、3年はいわゆるリーマ

ンショック後の為替デリバティブ問題が両機関を賑わせたが、そのブーム後も一定水準の事件数を処理し続けている。

日本証券業協会の業務報告書、FINMAC・全銀協の紛争解決手続実施状況の統計を総合すると、証券法関連の手続利用の状況は、表1・2の通りである。

銀行の証券窓販業務関連では、全銀協の紛争解決手続が民事訴訟の2倍以上利用されており、日本証券業協会加盟の証券業者に関しても、FINMACの紛争解決手続は（民事訴訟には及ばないまでも）3桁に及ぶ件数がある。なお、FINMACの紛争解決手続の申立が2018年度に急増しているのが目を引くが、FINMAC(2019b:p.9)によれば、これはVIXインバースETN関連の申立が632件に上ったことに起因する⁶⁾。

(2) 金融ADR利用者の高齢者への偏りとその構造的要因

申立人の属性に目を向けると、FINMAC、全銀協を利用する個人顧客の多くを高齢者が占める。FINMAC(2012-2019c)では、終結あっせん事件

表1 銀行に対する提訴・申立件数（金融商品取引関連）⁴⁾

	(年度)								
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
民事訴訟	52	52	104	74	30	24	25	44	30
民事調停	13	22	25	28	9	5	3	10	0
全銀協あっせん	211	913	693	168	124	58	101	51	79

表2 証券業者に対する提訴・申立件数（日本証券業協会会員分）⁵⁾

	(年度)								
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
民事訴訟	310	377	360	341	222	177	176	154	136
民事調停	75	45	35	31	31	27	24	21	29
事故確認委員会	375	402	361	597	485	387	321	293	204
FINMAC あっせん	239	308	208	128	101	118	133	107	692

のうち75歳以上の高齢者が申立人(法人を除く)に占める割合は、2018年度の最小17.3%から2011年度の最大45%まで不規則な増減があるが、ほとんどの年度で30%を上回っている。全銀協(2016-2019b)では、年齢層別の内数を公表している2015年度の18.91%から2018年度の39.6%まで、申立人(法人を除く)に70歳以上の者が占める割合は年々増加している。両機関とも、70歳以上の年齢層に申立人のボリュームゾーンがあり、いわゆる後期高齢者を利用者に多く含んでいる。

個人顧客向け金融市場の近況の下では、紛争解決手続の利用者の多くを高齢者が占めるのは不可避といえる。

その要因としては、まず、金融資産の高齢者への偏在を指摘しなければならない。みずほ総合研究所(2018: pp. 9-10)によれば、金融資産中の有価証券の保有比率は、一貫して70歳以上の世代が最も高い。さらに、同研究所は個人金融資産の高齢者への偏在は今後一層進み、有価証券については2035年には半数を70歳以上が保有することになると予測している。

さらに、高齢者においては金融商品取引が紛争化する危険性が比較的高い。金融商品の多くに相場変動によるリスクが伴い(典型例として、株式、証券、投資信託など)、勧誘・取引時に商品に内在するリスクの説明が十分であったかといった形で、顧客=業者間の法的紛争の契機となる要素を伴う。特に、高齢者については、判断能力・理解能力が低下する傾向にあるために、金融商品取引における適合性原則違反(金融商品取引法40条1号参照)、説明義務違反(同2号、金融商品の販売等に関する法律3条参照)の疑義が生じやすい⁷⁾。

(3) 指定紛争解決機関の役割と高齢者

では、証券法分野の紛争処理において指定紛争解決機関はどのような役割を担っているのだろうか。そして、その役割は高齢社会における資産運用・管理にとってどのような意味を持つであろうか。

金融ADR制度は、個人顧客の比較的少額の苦情・紛争を迅速・安価に処理することを念頭に設計された制度である。地方裁判所における民事通常訴訟第一審の審理期間が平均12.8カ月(2015年)であるところ(最高裁判所事務総局2015: p.71)、紛争解決手続の平均所要期間はFINMACでは2.1カ月、全銀協では5.7カ月(2014年度)であり(金融庁2015: pp.1, 144)、迅速な処理を実現している。費用の面でも、母体となる業界団体からの財政的援助があるために、安価な手続を提供している。全銀協では顧客の申立費用は無料である。FINMACでは請求額に応じたあっせん申立金を顧客側から受け取るが、100万円以下の請求で2千円と、民事訴訟の訴え提起の手数料1万円の5分の1と廉価に抑えられている。

また、金融ADRの実務では、解決結果も予想される判決におおむね沿ったものである。両機関とも紛争解決委員として金融商品取引関連事件の実務経験豊富な弁護士が手続に入り、「法の影の下の交渉」(法令・判例を反映した裁判外の交渉・調停)としての側面を持つ。法令・判例をふまえた解決を、迅速・廉価にもたらず手続として、指定紛争解決機関の紛争解決手続は証券法における「法の支配」を個人顧客や中小企業顧客を当事者とする比較的少額の紛争にも広げるものである(Maeda & Pardieck 2018: pp.444-469)。

この迅速・廉価な「法的」解決を提供する指定紛争解決機関の役割は、高齢顧客にとって重要な意味を持つ。迅速性は高齢者にとっては特

に有益であり（山本ほか 2015: p.9（樋山発言）、費用面で廉価であることも、新規収入に限られ、資産面での回復力に乏しい高齢者にとって有益である。訴訟外の相対交渉が損失補填の原則禁止によって制限されている中で、民事訴訟に代わる選択肢が、迅速・廉価な手続として維持・運営されていることは、高齢投資家の権利救済という面で重要である。

3 紛争解決手続における顧客の主張と高齢化

金融商品取引法をめぐる紛争解決手続の事件の多くで、業者側に金融商品取引における適合性原則違反、説明義務違反があったとの主張が顧客からなされる。これら顧客の主張に、高齢化がどのように現れているであろうか。以下に3つの典型的な主張を示す。

(1) 投資初心者に対する勧誘と適合性原則違反・説明義務違反

金融自由化にともなって、1998年に銀行が、2005年には郵便局が新たに証券窓販（投資信託販売）を行うようになったことで、「高齢者である申立人が、満期を迎えた定期預金（定額貯金）の預け替えのために銀行（郵便局）窓口を訪れた際に、元本保証される商品を希望していたのに、リスク性金融商品（投資信託、外貨建て金融商品など）を勧誘され、購入してしまった」との主張が頻発していた⁸⁾。そこでは、老後資金の安全性・安定性を望む顧客の意向に反してリスク性資産を勧誘したという意味での適合性原則違反、型通りのリスクの説明ではリスク性資産の保有経験のない顧客が理解できないという意味での説明義務違反が問われている。

これは金融自由化にともない年齢を問わず生じうる事態であるが、退職後の高齢者において特に問題となりやすい。高齢者には資産の毀損

から回復するための十分な新規収入がない場合が多い。同時に、近時の高齢者は、退職後の人生の（予想を超える）長期化を前に、資産の長期的な目減り・先細りを防ぐ必要があり、元本保証あるいは低リスクの金融資産だけでは利回りが足りないという問題も抱えている。このジレンマの下で、金融機関としてはリスク性金融商品の資産への組入れが当該顧客の利益にかなうと判断する場合もあろう。しかし、金融ADRに現れた事例は、取引経験のない顧客にリスク性金融商品の取引を勧誘するにあたって、元本割れのリスクをはじめ、取引に伴うリスク・制限を、高齢者顧客に対しては特に十分周知・理解させる必要があることを示している。

(2) 個人投資家の金融商品・取引の複雑化による理解不足

次に、1980年代後半に個人投資家が本格的に登場して以降の年月の経過を反映して、取引経験の長い個人投資家においても、取引の複雑化、新たな金融商品の登場により、業者から勧誘された、あるいは自ら希望した商品・取引の仕組み、リスクを十分に理解できない事態も生じている。

仕組債、デリバティブ等の複雑な金融商品、あるいは信用取引で損失を出した顧客について、業者側が取引経験豊富な個人投資家であって適合性原則違反、説明義務違反が成立しない旨を主張した場合には、顧客側が従来は比較的単純な金融商品を取引してきたにすぎず、問題となっている金融商品や信用取引の仕組みやリスクを十分理解できなかった旨反論することが少なくない⁹⁾。

(3) 高齢化に伴う理解能力・意思能力の衰え

最後に、個人投資家の高齢化に伴って、経験豊富な個人投資家においても、理解能力ひいて

は意思能力が、加齢により衰微し、あるいは認知症などの健康問題の発生により急速に悪化するという事態が生じうる。判断能力の衰えには個人差が大きいですが、高齢化と高齢者へのリスク性資産の偏在の進行が問題を深刻化させることは間違いない。みずほ総合研究所(2018: p.11)は、2035年には、認知症の有病率と金融資産の年齢階層別残高の予測から、2035年時点で有価証券の15%を認知症高齢者が保有するという予測を示している。

認知症その他の原因による理解能力・意思能力の悪化が進行する中で金融商品の取引が行われた場合、顧客の取引経験からその理解能力を過信して、説明が不十分となる危険性がある。また、悪化が急速な場合には取引時の意思能力に問題があることを見過ごすこともありうる。それらに加えて、能力悪化に乗じた営業担当者の勧誘で手数料目的の不要な取引が繰り返されたといった主張が金融ADRの場でも散見される¹⁰⁾。

4 業者側の対応と紛争解決手続の課題

(1) 高齢顧客に対する業者側の手続的対応整備

金融商品取引業者も、高齢化と高齢者へのリスク性資産の偏在の進行に対して高齢顧客への対応を進めている。一例として、日本証券業協会(2013b)は、協会員に高齢者に対する勧誘についての社内規則の制定を義務付ける規則改正を行い、役職者による事前承認・説明への同席、勧誘翌日以降の成約による熟慮期間の確保、勧誘・説明の際の会話録音などの手続を規則化することを求めるガイドラインを示している。

こういった勧誘の際の基準・手続整備が紛争事例に及ぼす影響を示すデータも存在する。著者は、既刊論文(前田 2017)において、2011年から2016年の間にFINMACの紛争解決手続における和解成立率には有意差がないものの、顧

客側が和解によって獲得する和解金額の請求額に対する比率(獲得率)が大きく低下したことを指摘した。統計分析と個別事例の比較から判断すると、通話・会話の録音などの業者側提出の内部資料が、手続の草創期には業者側の説明不足を認定する材料として獲得率を引き上げていたのが、近年は業者側が説明を尽くしたことを認定する材料として獲得率を引き下げているという変化が生じていると推測される。

高齢顧客から見ると、業者側が勧誘・取引において手続的対応を整備したことで、金融商品資産のリスクが顕在化したときに「理解できるように説明してもらえなかった」と業者側の非を問うて損失の幾分かを回復するということは難しくなっている。

(2) 紛争解決手続の課題

しかし、指定紛争解決機関の紛争解決手続は、単に法令・判例上確立された基準を機械的に適用するのではなく、紛争の実情に応じた柔軟な適用が可能である点に特徴がある。現に全銀協では、判例・法令上の基準のみならず業界倫理・慣行が考慮され、法令上の義務違反のない場合でも、勧誘に慎重を欠いたり、相場変動時に適切な対応を顧客に促すなどのフォローアップを欠いたりした場合に、そういった「不当」「不適切」な業務を理由に和解が勧告される例がある。

上述のような予防策が奏功せず紛争解決手続にいたった事例では、手続的対応の遵守、録音記録の存在から直ちに結論を出すことなく、顧客側に主張の機会を十分に与えて納得を図ることが必要である。内規上の手続遵守から「もう一歩踏み込んだ」(山本ほか 2018: p.11)対応として顧客の言い分に容れるべき部分がないかが手続の中で問われる必要がある。

【注】

- 1) 指定紛争解決機関については、石塚 (2012)、田中 (2014)、東京弁護士会弁護士業務部金融紛争研究会 (2012)などを参照。弁護士会が提供する金融ADRも含めた金融ADRの全体像については、日本弁護士会連合会ADRセンター (2013)を参照。
- 2) 両機関では「あっせん」と称しているが、本稿では法令上の用語である「紛争解決手続」を用いる。
- 3) 相対交渉による損害賠償の獲得が許される方途として、金融商品取引法上の原則である財務局による事故確認に加えて、1千万円以下の補填について弁護士 (もしくは認定司法書士) に代理された当事者間に事故による損失を補填する趣旨を弁護士等が調査・確認した旨の書面が業者側に交付される場合 (金融商品取引業等に関する内閣府令119条8号)、1千万円以下の補填について金融商品取引業協会内部の委員会による調査・確認を経た場合 (同9号)、業者が事故を自認して1日10万円以下の損失補填を行う場合 (同10号)、事故が帳簿書類・顧客の注文内容の記録等により明らかである場合 (同11号)がある。しかし、これら訴訟・ADR手続を経ない損失補填には、業者による事故の認定 (自認)が必要であり、役員・従業員の故意による事故は金融庁への届出事項である (金融商品取引業等に関する内閣府令199条1項8・11・13号)など、監督・内部統制上の問題を派生させかねない。そのため、業者に訴訟・ADR外での交渉・和解を避けるインセンティブが生じている (Maeda & Pardieck 2018: p.410)。
- 4) 民事訴訟・民事調停については、日本証券業協会『業務報告書』の「訴訟事件報告書等の受理状況」から、同協会特別会員としての銀行の訴訟事件「被提起」件数・調停事件報告書「被申立」件数を用いた。全銀協あっせんについては、「証券業務 (窓販)」と「デリバティブ業務」の合計を金融商品取引法上の申立として用いた。日本証券業協会 (2011～2019)、全国銀行協会 (2011～2019b)参照。
- 5) 民事訴訟・民事調停については、日本証券業協会『業務報告書』(第3部)の「訴訟事件報告書等の受理状況」から、同会員の訴訟事件「被提起」件数・調停事件報告書「被申立」件数を用いた。日本証券業協会の事故調査委員会による事故調査・確認の申立件数については、『業務報告書』(第1部)の「13 監査・モニタリング等に関する事項」中の「(4) 事故の確認」から引用している。FINMACあっせんについては、FINMAC「あっせん・苦情・相談の実施状況 (年次統計)」から、日本証券業協会会員に対する申立の内数を用いている。日本証券業協会 (2011～2019)、証券・金融商品あっせん相談センター (2011～2019b)参照。
- 6) 「特定の『ETN』に関する『あっせん』及び『苦情』が非常に多く寄せられた」とされている。この特定の「ETN」とは、2018年2月6日に野村證券が繰上げ償還を行い、前日終値比で96%の価値が消滅した状態での償還となった、「NEXT NOTES S&P500 VIX インバース ETN」を指している。日本経済新聞 (2018)などを参照されたい。
- 7) いずれの法文も、「顧客の知識、経験、財産の状況」および契約目的に照らした判断を求めているため、一般的に高齢顧客に対しては、抑制的な商品の勧誘と丁寧なリスク説明が求められる。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 (2015: 92 - 98)、荒井哲朗 (2015: 164 - 167; 171 - 180)なども参照。
- 8) 実例として、「FINMAC紛争解決手続事例 (平成23年10 - 12月)」(証券・金融商品あっせん・相談センター2016)の61事件・64事件 (pp. 18 - 19)を参照。
- 9) 一例として、それまで専ら現物取引を行ってい

た投資経験の長い顧客に対する信用取引の勧誘に説明義務違反を認めた「FINMAC 紛争解決手続事例（平成 24 年 4 - 6 月）」（証券・金融商品あっせん・相談センター 2012）12 事件（p.4）を参照。
10) 判断能力不足に乗じた過当取引が主張された実例として、「FINMAC 紛争解決手続事例（平成 24 年 4 - 6 月）」（証券・金融商品あっせん・相談センター 2012）11 事件（p.4）、「FINMAC 紛争解決手続事例（平成 26 年 7 - 9 月）」（証券・金融商品あっせん・相談センター 2012）9 事件（p.4）など参照。

【参考文献】

※ 下に挙げたものに加え、本稿の執筆にあたって、科学研究費補助金（基盤（A）課題番号 25245002）研究の一環として行った、FINMAC・全銀協の事務局に対する聞き取り調査およびその後の往信（著者の下に保存）を参照した。

※ 関係機関の年次報告書類については、紙幅の制約から各年度分を個別に掲載せず、参照した出版年・年度を「2011～2019」、「平成 22～30 年度」のようにまとめて掲載する。

荒井哲朗（編著）（2015）『改訂 Q&A 投資取引被害救済の実務』日本加除出版。

石塚智教（2012）『金融 ADR 便利帖』金融財政事情研究会。

金融庁（2015）「『指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針』等への対応状況」2015 年 6 月 15 日付第 49 回「金融トラブル連絡調整協議会」資料（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryu/20150615/05.pdf）。

最高裁判所事務総局（編）（2015）『裁判所データブック 2015』法曹会。

全国銀行協会（2010～2018）「業務の実施状況（平成 22～30 年度）」（[https://www.zenginkyo.](https://www.zenginkyo.or.jp/adr/conditions/year/)

[or.jp/adr/conditions/year/](https://www.zenginkyo.or.jp/adr/conditions/year/)）。

全国銀行協会（2011～2019b）「紛争解決等業務の実施状況（平成 22～30 年度）」（「業務の状況」<http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/houkokusho.html>）。

証券・金融商品あっせん相談センター（2011～2019）「紛争解決手続事例（四半期毎）」（「各種統計資料」http://www.finmac.or.jp/tokei-siryu/index_06.html）。

証券・金融商品あっせん相談センター（2011～2019b）「2010～2018 年度 紛争解決等業務の実施状況について」（「各種統計資料」http://www.finmac.or.jp/tokei-siryu/index_04.html）。

証券・金融商品あっせん相談センター（2012～2019c）「2011～2018 年度 通期の動向（平成 23～29/2018 年度の相談、苦情、あっせんの状況について）」（「最近の動き（ハイライト）」http://www.finmac.or.jp/tokei-siryu/index_01.html）。

第一東京弁護士会法律相談運営委員会（2017）『実例 弁護士が悩む高齢者に関する法律相談 — 専門弁護士による実践的解決のノウハウ』日本加除出版。

田中豊（編著）（2014）『Q&A 金融 ADR の手引き — 全銀協あっせん手続の実務』商事法務。

東京弁護士会弁護士業務部金融紛争研究会（2012）『解決できる！証券・銀行・保険のトラブル Q&A 金融 ADR 活用ガイドブック』日本加除出版。

日本経済新聞（2018）「ボラリティーが揺らす市場（下）恐怖指数の関連商品 — 価値、一晩で 96% 消滅、変動率上昇、前倒し償還」日本経済新聞 2018 年 2 月 10 日朝刊 21 面。

日本証券業協会（2011～2019）「平成 22～30 年度 業務報告書」（「業務・財務資料」<http://www.jsda.or.jp/about/gaiyou/houkokusho.html>）。

日本証券業協会（2013b）「高齢顧客に対する勧

誘による販売について」2013年9月13日付文書 (http://www.jsda.or.jp/about/public/bosyu/files/20130913_sannkou_JK.pdf)

日本弁護士連合会 ADR センター (編) (2013) 『金融紛争解決と ADR』 弘文堂。

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 (編) (2015) 『金融商品取引被害救済の手引 (六訂版)』 民事法研究会。

野村證券株式会社 「『NEXT NOTES S&P500 VIX インバース ETN』 早期償還後の対応について」 2018年7月10日付ニュースリリース (ウェブ資料 <https://www.nomuraholdings.com/jp/news/nr/nsc/20180710/20180710.pdf>)。

前田智彦 (2018) 「金融 ADR における紛争処理状況の統計的分析 — FINMAC のあっせん事例にみる和解成立要因と草創期からの変化」 『法と社会研究』 第3号 71頁。

みずほ総合研究所 「高齢社会と金融 — 高齢社会と多様化するニーズに金融機関はどう対応するか」 2018年1月31日付 (<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/urgency/report180131.pdf>)。

山本和彦ほか (2015) 「パネルディスカッション 全銀協 ADR の課題と展望」 全国銀行協会 『全銀協 ADR5 周年シンポジウム』 2015年11月13日付 (https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news280125_1.pdf)。

Maeda, Tomohiko & Andrew M. Pardieck (2018) “ADR in Japan's Financial Markets & the Rule of Law,” 401 *Northeastern Univ. Law Rev.* vol. 10, no. 1.

まえだ ともひこ

東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了 (修士 (法学))。東京大学大学院法学政治学研究科助手、立教大学助手、札幌大学専任講師・助教授、名城大学准教授を経て2013年より現職。

【専門分野】

法社会学、民事訴訟法、とくに民事訴訟・紛争処理手続の計量分析。

【主要論文】

参考文献所掲の論文のほか、

「真実と対話に対する当事者の期待—和解の成否と手続の評価に対する影響」 『法と実務』 14号、2018年

「利用者調査からみた ADR に対する期待と ADR における弁護士の役割」 『仲裁と ADR』 12号 20頁、2017年

「法社会学におけるコンピュータ支援調査の展望」 『理論と方法』 30巻2号 241頁、2015年

「第三者からみた紛争当事者の法使用行動と民事裁判—インターネット調査から事件内容・法意識の影響を考察する」 ダニエル・H・フット=太田勝造 (編) 『現代日本の紛争処理と民事司法3 裁判経験と訴訟行動』 東京大学出版会、2010年、117頁。

「非強制型スキームによる訴訟運営の実効性と限界—民事訴訟当事者・代理人調査データによる分析結果から」 『名城法学』 60周年記念号 690頁、2010年

“An internet survey experiment analyzing the Japanese people's judgment on the use of lawyers and courts: the findings from A Nationwide Internet Survey of the General Public Regarding Civil Litigation,” 『名城法学』 58巻4号 133頁、2009年。
